

○駒澤大学特別研究助成及び出版助成に関する規程

昭和54年10月15日

制定

改正 昭和55年4月1日

昭和60年4月1日

平成元年4月1日

平成14年4月1日

平成16年4月1日

平成18年4月1日

平成19年4月1日

平成25年4月1日

平成27年4月1日

平成30年4月1日

令和2年4月1日

令和3年4月1日

令和4年4月1日

令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、駒澤大学の専任教員が、その専門分野において学問の進歩発展に寄与する高度な学術研究を行うにあたり、必要な費用を補助する等その研究及び出版の助成をすることを目的とし、その管理・運営に関して必要な事項を定める。

(委員会の役割及び委員長の責務等)

第2条 駒澤大学特別研究助成及び出版助成に関して、研究推進委員会（以下「委員会」という。）がその採択の審査のほか、制度の適切な運営を行う。

2 研究推進委員会規程第3条の定めるところにより委員会の委員長となる者は、特別研究助成及び出版助成の採択に当たり、各学部等及び法曹養成研究科の意向を尊重し、中立かつ公正な議事の進行に努めなければならない。

3 委員会は、第1項に定める特別研究助成及び出版助成の採択にかかる審議について、当該研究課題について専門知識を有する専任教員を専門委員に委嘱し、専門委員の意見を聴取することができる。ただし、専門委員は議決権を有しない。

(助成の種類・金額)

第3条 この規程による助成は、研究助成及び出版助成の2種類とし、研究助成は、個人

研究に対する助成と共同研究（第4条に定める専任教員による研究に限る）に対する助成とに分ける。

- 2 助成の種類と金額は、別表のとおりとする。
- 3 助成金の交付に関して必要事項は、別に定める。

（助成対象者）

第4条 この規程により助成を受けることのできる専任教員は、各学部等又は法科大学院の教授、准教授、講師及び助教とする。ただし、専任教員が助成を申請できるのは、本学に就任した年の翌年からとする。

（研究助成の申請等）

第5条 研究助成を受けようとする者は、所定の書面に研究の目的、計画及び予算等を明記した申請書類を当該学部長等又は大学院法曹養成研究科長に提出しなければならない。

- 2 当該学部長等又は大学院法曹養成研究科長は、学部等教授会又は法科大学院研究科教授会の議を経て、委員会へ申請するものとする。
- 3 研究助成の採択順位については、特別研究助成に関する内規の定めるところによる。

（研究助成金の使途）

第6条 この規程により交付された研究助成金は、研究用の図書、資料及び器具備品（以下「図書等」という。）の購入のために使用するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、研究助成金は、研究上必要なときは、次に掲げるものに使用することができる。
 - (1) 消耗品の購入、謝金、印刷費及び文献複写費等で支払を証明できるもの
 - (2) 研究旅費及び通信運搬費等で支払を証明できるもの

（研究助成を受けた者の責務）

第7条 研究助成を受けた者は、研究の成果及び助成金の使途について当該年度末に委員会に対し文書をもって報告しなければならない。

- 2 研究助成を受けた者は、原則として研究終了後1年以内に研究成果を公表し、かつこれを委員会に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由のある場合は、理由を添えて委員会に願い出、委員会の審議を経て許可を得ることで、1年を限度として、研究成果の公表及び委員会への提出を延期することができる。
- 3 研究助成を受けた者は、研究終了後、文部科学省又は日本学術振興会の科学研究費補助金の申請に努めなければならない。

（研究助成金の返還等）

第8条 前条第1項又は第2項の規定に違反した者に対し、委員会の議を経て、学長がそ

の意見を聴き、助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- 2 委員会は、前項の規定に基づき、助成金の返還を命じられた者について、助成金が返還された年度の次の年度から少なくとも3年間は研究助成の申請を受理しないものとする。

(購入物件の帰属)

第9条 研究助成金により購入した図書等は、駒澤大学に帰属する。

- 2 前項の図書等のうち図書及び資料は、研究上必要なときに限り、専任教員として在職中はこれを保管することができる。

(事務所管)

第10条 委員会の事務所管は、学術研究推進部とする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、委員会及び全学教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを行う。

附 則

- 1 この規程は、昭和54年10月15日から施行する。
- 2 この規程を実施するため、委員会は、必要な細則を設ける。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第5条第3項により、昭和54年10月15日施行の附則第2項は失効する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表

種類	総額	1件あたりの交付額
個人研究助成	800万円	1件70万円を上限とする。
共同研究助成	800万円	1件200万円を上限とする。
出版助成	1,000万円	1件70万円以上100万円以内とする。